

身延山大学行学寮規程

(名称)

第1条 本寮は身延山大学行学寮と称す。

(目的)

第2条 本寮は身延山大学の僧道教育を行う学生寮である。

第3条 本寮は団体生活を通じて、日蓮宗の僧侶たるべき仏道修行及び学問に精進し、寮生相互の親睦を計り、人格の向上・養成を目的とする。

(組織および運営)

第4条 本寮は、寮監・副寮監の指導・監督のもとカリキュラムに基づいて運営される。

第5条 本寮のカリキュラムを改正するときは、寮監が学務委員会に諮り、教授会の議を経なければならない。

第6条 本寮の運営を円滑に行うために、次の役員を置く。

役員は寮生の中から選出し、寮監の承認を得、任期は1年以内とする。

寮長 (1名)

副寮長 (必要に応じて置くことができる)

総務 (1名)

会計 (1名)

第7条 寮内の生活上の細則については、役員が検討し寮監の承認の後、決定する。

(入退寮)

第8条 本寮に入寮できる者は、身延山大学の学生で、次代の本宗を担う志を有する者に限る。

第9条 入寮審査は寮監がこれを行い、その結果を学務委員会に諮り、その議を経なければならない。

第10条 入寮を許可された者は、大学長宛に誓約書及び身上書を提出しなければならない。

第11条 入寮を許可された者は、所定の入寮費及び寮費を納入しなければならない。

第12条 本寮の入寮期間は原則として4年以内とする。

第13条 次の事項に該当する寮生は寮監の判断を基に退寮とする。

- 1 身延山大学の学生たる資格を喪失した者。
- 2 学則並びに寮則が守れず、寮生活の秩序を乱す者で、寮監が訓戒し、なお改善の見込みがない者。
- 3 個人の怠慢により卒業できない者。

4 寮の内外を問わず、暴力行為(脅迫を含む)非行などを起こした者。

5 個人の都合により退寮を希望し、所定の退寮願を寮監に提出して、許可を得た者。

第14条 途中退寮者については、納入された入寮費及び寮費は原則として返却しない。

第15条 退寮者の再入寮は原則として認めない。

第16条 行学寮施設を利用する者はあらかじめ寮監に、所定の申請用紙を提出し許可を得なければならない。

(その他)

第17条 本寮の建物・設備・備品等を破損したときは、寮監の指示に従う。賠償責任のある場合はその弁償を求めることもある。

第18条 この規程の廃止・改正については、寮監が学務委員会に諮り、教授会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成25年4月1日より改正これを施行する。

この規程は、令和5年11月1日より改正これを施行する。

身延山大学行学寮清規

第1条 身延山大学の学生及び行学寮の寮生であることを自覚し、細則に基づき責任を持った行動をする。

第2条 寮内外を問わず、礼儀を重んじ、これを厳守する。

第3条 寮内での飲酒を禁ずる。ただし、事前に寮監の許可を得た特別な会での飲酒は、この限りではない。

第4条 頭髪は短く丸刈りとし、常に清潔にする。

第5条 寮室内を常に清潔にし、整頓する。

第6条 本寮の建物・設備・備品等を大切に扱い、もし破損したときは、必ず寮監に申し出る。

第7条 本山または寮朝勤は原則として毎日出仕する。

第8条 外出・外泊は必ず寮監の許可を得る。

第9条 自動車・二輪車の持ち込みは原則として禁止する。

第10条 部外者の本寮への訪問は、寮監の許可を得なければならない。